

司法院釈字第 556 号（2003 年 1 月 24 日）\*

争 点

組織犯罪法における「犯罪組織に参加する」ことの意味。  
(組織犯罪防制条例中「參加犯罪組織」之意涵?)

キーワード

組織犯罪、誣告、反坐、举証責任(舉證責任)、公訴時効(公訴時效)、自首

**解釈文：**犯罪組織の存在は、法益に侵害を与えるおそれがあるため、それを排除し、予防する必要がある。組織犯罪防制条例（以下、組織犯罪法と略す）は、組織的に行われている犯罪活動を予防し、社会秩序の維持と個人法益の保障を実現することを目的とする。同法第三条第一項及び第三項における「犯罪組織に参加する」こととは、組織活動に参加するか否かを問わず、犯罪組織に入り組織のメンバーになることで直ちに犯罪が成立する、ということである。なお、犯罪行為が継続してい

るか否かについては、組織的活動を持続的に参加しているか、または組織と連絡を保っているかによって判断されるべきであり、国家を代表して犯罪を訴追する検察官が犯罪の举証責任を負うべきである。組織のメンバーは、犯罪組織への参加が発覚する前に自首した場合、若しくは長期間組織と連絡せずかつ活動にも参加しておらず、よって犯罪組織から離脱したと証明できる場合には、犯罪組織に参加していると認定することができない。これに対し、大法官解釈第六十八号の前半において次の

---

\*翻訳者：謝如媛

ように説示されている：「叛乱組織に参加した者は、自首若しくは他の事実により組織を離脱したことと証明できるまで、組織に参加し続けていることと認定する」。しかし、第六十八号解釈の前半は、すでに廃止された「懲治叛乱条例」についての解釈であるため、現に犯罪組織に参加しているか否かの判断や挙証責任の分担に関して、本解釈（訳者注：第五百五十六号）の趣旨と一致しない部分については、第六十八号解釈及びそれと同じ趣旨の他の解釈（院字第六百六十七号、釈字第百二十九号）を変更しなければならない。また、組織犯罪法第十八条第一項に規定されている経過期間について、その適用は本解釈の趣旨に反するものではなく、憲法による人身自由の保障に反するものでもないことを併せて明記しておく。

**解釈理由書：**犯罪を目的とする組織、若しくはメンバーを犯罪活動に参加させ、集団性、常習性、脅迫や暴力的性質をもつ組織は、それによって行われる組織的

な犯罪が、通常の犯罪行為と異なり、社会秩序や市民の権利を侵害する危険性が極めて重大であるため、それを排除し予防することが必要である。そのため組織犯罪法が中華民国八十五年（訳者注：西暦一九九六年）十二月十一日に制定された。但し、組織とは抽象的な存在であり、それ自身がなにか行為や動作をすることができず、犯罪目的の達成や犯罪活動の遂行はすべてメンバーの参加に頼って実現させるしかない。同法のいわゆる犯罪組織に参加することは、組織活動に参加するか否かを問わず、犯罪組織に入り組織のメンバーになることであり、直ちに犯罪が成立するものとする。犯罪組織への参加が公訴時効の完成まで継続しているかどうかは、行為者が持続的に組織活動に参加しているかまたは組織と連絡を保っているかによって判断されるべきであり、国家を代表して犯罪を訴追する検察官が挙証責任を負うべきである。組織のメンバーは、犯罪組織への参加が発覚する前に自首した場合、若しくは長期間組織と連絡せずかつ活動にも参加してお

らず、よって犯罪組織から離脱したと証明できる場合には、犯罪組織に参加し続けていることと認定してはならない。その場合、公訴時効の進行は、組織に入った時点、最後に活動に参加した時点、若しくは組織を離脱した時点から、各事案の状況に従ってそれぞれ起算されるべきである。大法官解釈第六十八号は、次のように述べている：「叛乱組織に参加したものは、自首若しくは他の事実により組織を離脱したことと証明できるまで、組織に参加し続けていることと認定する。その行為が民国三十八年（訳者注：西暦一九四九年）六月二十一日に懲治叛乱条例が施行されてからもなお継続している場合、犯罪後の法律が変更したことに当たらないので、刑法第二条を適用しない。また、罪犯赦免減刑令は、民国三十五（訳者注：西暦一九四六年）年十二月三十一日以前の犯罪を対象とするので、その後になお犯罪を続いている場合、それを適用しない。」上述の解釈は、叛乱組織に参加し続けているか否かについての判断であるが、解釈において援用されて

いる条例が、八十（訳者注：西暦一九九一）年五月十七日にすでに廃止された。そのため、犯罪組織に参加し続けているかの判断およびその挙証責任について、大法官第六十八号解釈及びそれと同じ趣旨の他の解釈（院字第六百六十七号、釈字第百二十九号）は、本解釈（訳者注：第五百五十六号解釈）と一致しない部分が変更されなければならない。また、犯罪組織の活動に参加してさらに組織犯罪法以外の罪を犯した者に、同法第五条の規定が適用されることを言うまでもない。

犯罪組織に参加することは可罰的行為である（刑法第百五十四条を参照）。組織犯罪法第十八条第一項は、「本法施行前にすでに成立した犯罪組織については、そのメンバーが本法施行後二ヶ月以内に、犯罪が発覚する前に当該組織を離脱し、かつ警察機関に登記する場合、刑を免除する。犯罪組織を創始、主宰、操縦、若しくは指揮する者については、本法が施行されてから二ヶ月以内に、犯罪が発覚する前にその組織を解散し

、かつ警察機関に登記する場合も同様である。」その目的は、犯罪組織に参加した者の更生を促進することである。また、経過期間の設立により、遡及処罰が一律に適用されることを回避することができるだけでなく、犯罪組織への参加の認定についても本解釈の趣旨と相反することなく、憲法の人身自由の保障にも反しないことが認められる。